

探 偵 業 行 政 処 分 簿

(愛知県)

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	愛知県公安委員会 第54090082号
	氏名または名称	株式会社名古屋総合探偵事務所
	代表者の氏名	小松太一
	主たる営業所の所在地	名古屋市南区寺部通一丁目12番地の1
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社名古屋総合探偵事務所 名古屋市南区寺部通一丁目12番地の1
処 分 年 月 日	平成26年6月16日	
処 分 内 容	営業停止命令2か月	
処 分 理 由	探偵業務に関し他の法令の規定に違反し、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるため。	
根 拠 法 令	探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項	
処分を行った公安委員会	愛知県公安委員会	